



報酬改定率1.14%、2017年度介護報酬の臨時改定で ～一方で介護保険法の改正も～

◆厚労省社保審介護給付費分科会は1月18日、2017年度介護報酬改定案を承認しました。介護報酬全体での改定率はプラス1.14%で、そのうち在宅分が0.72%、施設分が0.42%でした。また今回の臨時改定の中では、介護職員の月給を約1万円増やすため、処遇改善加算Ⅰを拡充して新たな加算を設けることとしています。このため、処遇改善加算は新年度から計5区分になります。新加算は介護職員のみが対象で、勤務年数による昇給制度等を設け、就業規則などに記載して全介護職員に周知することが要件となりますが、全事業所の7割程度が新加算を取得することが見込まれています。介護報酬の改定は3年に一度行われることになっていますので、次回の本改定は2018年4月の予定ですが、今回は政府の「ニッポン1億総活躍プラン」に基づいて臨時改定されるものです。

この一方で政府は2月7日、介護保険法関連法の改正案を閣議決定しました。改正案では、年収が340万円以上の一人暮らしの人などの利用者負担を2割から3割に引き上げる（平成29年8月から）としているほか、高額介護サービス費の一般区分を現状の37,200円から44,400円に引き上げることや、保険料の算定に「総報酬割」を導入することも示されています。この改正について「自己負担を2割から3割にするというのは問題。介護はいったん必要になったらずっと続くため、病気が治ればお金がかからない医療とは違う。」という意見も根強く、塩崎厚労相は「批判を念頭に、低所得者の負担は据え置きつつ、制度の持続可能性を高めるために、世代内・世代間の負担の公平性や能力に応じた負担といった様々な観点に配慮して実施する」と説明しています。

政府は今通常国会における早期での成立を目指していく予定です。

(参考：福祉新聞/日経メディカル/官庁通信社JOINT/CBニュースほか)

平成27年度の社会福祉施設経営状況 ～福祉医療機構が公表～

◆(独)福祉医療機構は、施設種別ごとの平成27年度の経営状況の分析結果を、同機構HPで公表しています。同機構では毎年度、施設整備のための資金の貸付先のうち、特別養護老人ホームや介護老人保健施設、ケアハウス、保育所、障害福祉サービス事業、病院などの財務分析を実施しており、このデータを用いた平成27年度の各種別の施設の経営状況について分析を行って公表したものです。分析の対象は「開設後1年以上経過している」施設とし、その対象数等は下記のとおりです。

- ★特別養護老人ホーム 4,175施設
 - ・従来型 1,768施設
 - ・個室ユニット型 1,936施設
 - ・一部個室ユニット型 471施設
- ★保育所 4,214施設
 - ・利用定員数20人以上の認可保育所
- ★介護老人保健施設 973施設
- ★軽費老人ホーム(ケアハウス) 912施設
- ★病院 1,579施設
 - ・一般病院 773施設
 - ・療養型病院 520施設
 - ・精神科病院 286施設

中でも保育所では、子ども・子育て支援新制度において定価が見直されたことなどを受けて、サービス活動収益が増加するなど、介護保険事業などに比べて経営が好転している傾向が見られるようです。

(参考：WAM-NET)

平成28年度人勸影響分1.3% ～職員への支給を求める予定～

◆厚労省は1月17日、同省HPに「保育士確保集中取組キャンペーン」についてのプレス・リリースを掲載しました。これによると、平成29年4月に向けた保育士の確保に向け、3月末までキャンペーンを実施するとしています。平成29年度末までに必要となる保育の受け皿を確保するためには保育士の確保が不可欠で、保育士の有効求人倍率は平成28年11月の有効求人倍率は2.34倍（東京では5.68倍）であり、保育士の処遇改善策などに関するPR活動や、保育士の養成学校卒業者や卒業予定者への呼びかけ強化など、全国の自治体と協力して、集中的に保育士の就業促進を行っていくとしています。

この資料の中では平成28年度における人勸影響分として1.3%相当額が示されていますが、これが28年度の処遇改善に反映されることになれば、処遇改善等加算賃金改善要件分が3%の施設では総額8.2%相当額（26年人勸2%、27年度人勸1.9%、28年度人勸1.3%、賃金改善要件分3%）となる予定で、100名定員の保育所の場合、条件にもよりますが、支給対象額は800万円程度になることが予想されます。また賃金改善要件分が4%の場合には支給総額は9.2%相当額となり、いずれにしても本年の補正予算立案時には留意する必要があります。

なお平成28年度の定価については、間もなく遡及改正単価が公表される予定です。公表され次第「委託費算定表」の単価等を更新のうえ、当会HPの会員専用ページにおいて最新版を頒布する予定です。

(参考：厚労省HP)

保育士等の処遇改善の推移(平成24年度との比較)

